

○岡山市子育て広場運営補助金交付要綱

平成28年4月1日

平成30年3月30日一部改正

平成31年4月1日一部改正

令和2年5月21日一部改正

令和3年4月1日一部改正

(趣旨)

第1条 子育て広場を運営する事業に対して、予算の範囲内で岡山市子育て広場運営補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子育て広場 子育てに関する学習・交流・ふれあいの場として地域住民が主体となって設置し、運営する活動の場をいう。

(2) サポーター・スタッフ名簿 第4条第1項の広場設置届出書又は第6条第2項の子育て広場事業計画書の添付書類として提出するもので、サポーター及びスタッフの氏名及び住所が記載されたものをいう。

(3) サポーター 子育て広場の活動を統括する責任者であって、サポーター・スタッフ名簿に記載されているものをいう。

(4) スタッフ 子育て広場の活動に従事する者であって、サポーター・スタッフ名簿に記載されているものをいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、子育て広場を運営する事業であって、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たすものとする。

(1) 地域住民によって構成される運営委員会により運営されていること。

(2) 市が設置する公立保育所、幼稚園、認定こども園（ただし、公立幼稚園から移

行した私立認定こども園を含む。)又は公民館等の公共施設内の空きスペース等に、子育て広場の拠点となる施設及び設備が確保されていること。

(3) 原則としておおむね週1回以上、年間30回以上開設されていること。

(4) 子育て広場の利用登録者が10組以上であること。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、前条第1号に規定する運営委員会であって、子育て広場設置届出書(様式第1号)を市長に提出し、その承認を受けたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して3年を経過していないものは、補助事業者としない。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助金額は、次の各号に掲げる経費につき、当該各号に掲げる金額と当該補助事業の実施に際し支出された金額とを比較して、いずれか低い方の額を合計した額とし、当該合計額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 講演会等を開催したときの講師に対する報酬 年額20,000円

(2) 子育て広場の活動に従事したことに対する報酬

ア サポーターに対するもの 1回の従事につき900円

イ スタッフに対するもの 1回の従事につき800円

(3) 備品及び消耗品の購入費 年額30,000円

(4) 光熱水費等施設を利用するために必要な経費 年額30,000円

(交付の申請)

第6条 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、毎年7月31日(年度途中で補助事業を開始する場合は随時)までとする。

2 規則第5条第1項第1号の書類は、子育て広場事業計画書(1日あたり予定利用者数、開設日、開設時間、開設予定日数及び活動計画を記載したものをいう。)とし、添付書類として当該年度の運営委員名簿(運営委員の氏名及び住所が記載されたものをいう。)及びサポーター・スタッフ名簿を提出するものとする。

3 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、子育て広場を

利用する者の名簿（氏名及び住所が記載されたものをいう。）とする。

（着手届及び完了届の免除）

第7条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

（実績報告）

第8条 規則第16条の報告は、子育て広場実績報告書（開催日、活動内容、講師、参加者数及び従事者名を記載したものをいう。）及び利用登録者数が確認できる書類により行うものとする。

（変更及び解散の届出）

第9条 補助事業者は、第4条の子育て広場設置届書の届出内容のうち、代表者、子育て広場名又は活動の拠点となる施設名及び所在地に変更を生じたときは変更のあった日から1月以内に子育て広場変更届（様式第2号）を、その事業を廃止したときは廃止の日から1月以内に子育て広場解散届（様式第3号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

（補助金の完了前交付）

第10条 規則第19条第1項ただし書の規定により、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付できる場合は、市の補助金の金額が補助事業に係る全収入額の100分の50以上の割合を占める場合とする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年5月21日から施行し、令和2年4月1日の申請から適用する。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための特例)

- 2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため子育て広場を開設しない場合において、特に必要と認めるときは、第3条第3号及び第4号の規定にかかわらず、同条第1号及び第2号の要件を満たす事業を補助対象事業とする。
- 3 前項の規定に該当するときは、第5条第3号の規定にかかわらず、備品及び消耗品の購入費については、次の表の左欄に掲げる回数の区分に応じ、同表右欄に掲げる金額をもって同条に規定する当該各号に掲げる金額とする。

開設回数（年間）	金額（年額）
20回以上	30,000円
10回以上20回未満	20,000円
10回未満	10,000円

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱に規定する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための特例（以下「特例」という。）は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた申請に対する特例の適用については、同日以後もその効力を有する。

様式第1号（第4条関係）

子育て広場設置届出書

年 月 日

岡山市長 様

子育て広場運営委員会

代表者

下記のとおり、子育て広場の設置について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 子育て広場名

子育て広場

2 開設年月日

年 月 日

3 活動の拠点となる施設名及び所在地

施設名

所在地

4 1回あたり利用予定者数

人

5 添付書類

(1) 運営委員名簿

(2) サポーター・スタッフ名簿

(3) 事業計画書

(4) 収支予算書

(5) 規約

年 月 日

子育て広場変更届

岡山市長 様

子育て広場運営委員会

代表者

下記のとおり届出事項に変更が生じたので、報告します。

記

1. 変更事項 _____
2. 変更前 _____
3. 変更後 _____
4. 変更理由 _____
5. 変更年月日 _____ 年 月 日

年 月 日

子育て広場解散届

岡山市長 様

子育て広場運営委員会

代表者

下記のとおり子育て広場を解散しましたので、報告します。

記

1. 子育て広場の名称

2. 解散年月日

_____年 月 日

3. 解散理由

参考様式1 (第4条、第6条関係)

年度 ()子育て広場 事業計画書

()子育て広場運営委員会

代表者 _____

利用者数(予定)		1日あたり _____ 人	
開設日・開設時間等	開設日	開設時間	開設日数(予定)
	曜日	: ~ :	____日 年間 ____日
	曜日	: ~ :	____日 (広場) ____日
	曜日	: ~ :	____日 (スタッフ会) ____日

活 動 計 画											
	月	日	曜	活動内容		月	日	曜	活動内容		
1					33						
2					34						
3					35						
4					36						
5					37						
6					38						
7					39						
8					40						
9					41						
10					42						
11					43						
12					44						
13					45						
14					46						
15					47						
16					48						
17					49						
18					50						
19					51						
20					52						
21					53						
22					54						
23					55						
24					56						
25					57						
26					58						
27					59						
28					60						
29					61						
30					62						
31					63						
32					64						

参考様式3（第4条、第6条関係）

年度（ ）子育て広場 サポーター・スタッフ 名簿

NO		氏名	ふりがな	住所（区名から記入）	連絡先(電話番号)
1	サポーター (代表)				
2	サポーター				
1	スタッフ				
2	スタッフ				
3	スタッフ				
4	スタッフ				
5	スタッフ				
6	スタッフ				
7	スタッフ				
8	スタッフ				
9	スタッフ				
10	スタッフ				
11	スタッフ				
12	スタッフ				
13	スタッフ				
14	スタッフ				
15	スタッフ				
16	スタッフ				
17	スタッフ				
18	スタッフ				
19	スタッフ				
20	スタッフ				
21	スタッフ				
22	スタッフ				
23	スタッフ				
24	スタッフ				
25	スタッフ				

※ 謝金事務のため、番号は1年間変えないでください。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 9 条関係)

様式第 3 号 (第 9 条関係)

参考様式 1 (第 4 条、第 6 条関係)

参考様式 2 (第 4 条、第 6 条関係)

参考様式 3 (第 4 条、第 6 条関係)

参考様式 4 (第 8 条関係)